

## ひたちなか市教育委員会会議録

平成25年 第2回 ひたちなか市教育委員会2月定例会 会議録						
平成25年2月22日	開会 午前11時00分	閉会 午前11時45分				
○場 所	那珂港支所 第1会議室					
○出席委員	委員長 小田島 俊夫	委員長職務代理者 石田 厚子	委 員 西野 信弘	委員 沓澤 久美子	教育長 木下 正善	
○欠席委員						
○会議に出席した構成員	補	職	名	氏 名	出・欠	
				教育次長	大内 康弘	出席
				総務課長	岩崎 龍士	出席
				参事（教育担当）	鈴木 清八	出席
				参事兼指導室長	森井 榮治	出席
				施設整備課長	加藤 清二	出席
				学務課長	白石 好浩	出席
				生涯学習課長	小池 勝幸	出席
				中央公民館長	川越 義則	出席
				中央図書館長	大和田 雅一	出席
				文化振興室長	斉藤 新	出席
○事務局員				総務課係長	佐藤 浩之	出席
				総務課主幹	黒澤 一彦	出席
				総務課主事	小野寺 優	出席
○議 事						
1 議 案	議案第1号	ひたちなか市大島コミュニティセンター設置及び管理条例施行規則及びひたちなか市平磯学習センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則制定について				
	協議事項1	市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則制定について				
	協議事項2	ひたちなか市ふるさと懐古館の設置及び管理条例を廃止する条例制定について				
	協議事項3	ひたちなか市勤労青少年ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について				
	協議事項4	ひたちなか市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について				
	協議事項5	ひたちなか市大島コミュニティセンター設置及び管理条例及びひたちなか市平磯学習センター設置及び管理条例を廃止する条例制定について				
	協議事項6	ひたちなか市文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について				

教育委員会事業報告	①	学校等の除染について
	②	平成25年度教育委員会卒業式・入学式の出席割振りについて
その他	①	2月25日発行予定の市報ひたちなかに掲載される内容について

平成25年第2回ひたちなか市  
教育委員会2月定例会会議録

開会 11:00

**議案第1号** ひたちなか市大島コミュニティセンター設置及び管理条例施行規則及びひたちなか市平磯学習センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則制定について

**協議事項1** 市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部を改定する規則制定について

**協議事項3** ひたちなか市勤労青少年ホーム設置及び管理条例の一部を改定する条例制定について

**協議事項4** ひたちなか市公民館設置及び管理条例の一部を改定する条例制定について

**協議事項5** ひたちなか市大島コミュニティセンター設置及び管理条例及びひたちなか市平磯学習センター設置及び管理条例を廃止する条例制定について

\* 関連する事項のため、一括で審議

教育次長

議案第1号と協議事項1, 3, 4, 5については全て関連があるので、一括して説明します。各中学校区を基にコミュニティセンターや公民館が設置されています。1中には1中地区コミュニティセンター、平磯には平磯学習センター、その他各地区には田彦公民館や前渡公民館等、各地区に交流施設が建設され生涯学習の場として、教育委員会が所管して各種講座を開催してきました。昨年度からですが、このような施設を地域に任せて、法律や条例の枠を取り払って使いやすい地域の拠点として運営してもらおうということになりました。手始めに昨年度は1中地区コミュニティセンターが1中地区の団体に地域運営をお任せして、現在活発に運営してもらっています。そうしたことから昨年度は条例の中から1中地区コミュニティセンターを削除して、教育委員会の所管から外しました。ただ各施設で生涯学習を行う場合は、中央公民館が生涯学習を手伝い各種講座を開設していくことになりました。そのように協議を進めていたところ、大島コミュニティセンター、田彦公民館、平磯学習センター及び那珂湊勤労青少年ホームを来年度4月1日から地域が運営するというので協議が整いましたので、今日はその協議に基づいてこれらの教育委員会が所管している条例等の改正がありますので、これらを提案するものです。

協議事項4についてですが、ひたちなか市の条例の中に公民館の設置管理条例というものがあります。その条例を一部改正しようということで、別表1及び2に記載されている田彦公民館を削除して、条例の制約を無くすとい

うことです。ただ地域運営になりましても使用料は徴収し、地域の施設として存続することになっています。

協議事項5についてですが、大島コミュニティセンターと平磯学習センターそれぞれの設置及び管理条例を市が制定して運営してきましたが、地域運営になることからこの条例を廃止する提案です。よってこれからは枠に囚われず地域の中で自由に使用し、主体的に運営管理を行って欲しいということで条例を全部廃止するという提案です。

次の協議事項3は公民館やコミュニティセンターとは性質が少し異なります。ひたちなか市勤労青少年ホームには、勝田勤労青少年ホームと那珂湊勤労青少年ホームの2つがあります。そのうち地域との協議によって那珂湊勤労青少年ホームは、現在勤労青少年のための施設というよりは各地域住民の集会や各種サークルが利用する施設になってきています。勤労者のための行政はワークプラザ勝田で講座や施設の貸し出しを行っていますので、利用実態に合わせて地域に移管するという事で協議をしました。那珂湊勤労青少年ホームは東日本大震災による被害を受けましたので、平成25年度には耐震の設計をし、26年度に耐震補強をしていくという目標を固めています。これならば地域で公民館等と同じように、主体的に運営していけるだろうと協議が整い、那珂湊勤労青少年ホームを条例から廃止することになりました。新しい名称を「湊公園ふれあい館」と地域で定めてもらいまして、この名称で積極的に運営していくことになりました。教育委員会としては施設も古いので、できれば取り壊しを行いたいということでしたのですが、地域の方から災害時の拠点にもなっているのでぜひ残して欲しい、耐震化もして欲しいという強い要望から地域移管を進めてきました。よって田彦公民館、大島コミュニティセンター、平磯学習センター、那珂湊勤労青少年ホームが地域運営になることから、条例を廃止するものです。

協議事項1、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則制定についてですが、本来市長の権限であるコミュニティセンターや平磯学習センターの使用料の減免については、市長の権限を教育委員会に委任するという決め事があります。ですが施設を廃止する事から、これらの施設に関する権限を委任する条例を削除することになります。

最後に議案第1号、ひたちなか市大島コミュニティセンター設置及び管理条例施行規則及びひたちなか市平磯学習センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則制定についてですが、施設が廃止されることから教育委員会が管理している規則も廃止するという事です。

全て廃止するという議案ですが、文書化された規則や条例は地域運営になることから全て削除し、その施設を地域でもっと使いやすく地域の拠点とし

て欲しいということとして、市の施設としては残ります。

【質疑、意見等】

石田委員 青少年ホームが公民館のようになるということは、今までは各中学校区に1つの公民館だったと思いますが、2つや3つになる場所も出てくるということですか。

教育次長 はい。これからは2つや3つになる場所も出てくると思います。

石田委員 今後も地域に移管する公民館等があるということですか。

教育次長 地域で運営できる施設はお願いすることになります。残る勝田勤労青少年ホームは当面残し、中央公民館と施設の一体的利用を今後考えていきます。中央公民館に関しては地域に移管するということにはならないと考えています。市全体の生涯学習を推進していく場所なので、中央公民館が地域に移管した公民館等と連携をとりながら生涯学習を行っていかねばと思います。

委員長 昨年那珂湊勤労青少年ホームの視察を行いました。壁や鉄筋がかなり損傷している箇所がありました。そうした点については耐震化をするということですが、来年度から移管するということですからできるだけ早く行ってもらえればと思います。

1 中地区コミュニティセンターは本年度4月から地域に移管していますが、移管後の状況については1年経ってから報告ということになりますか。

公民館長 1中地区コミュニティセンターについては、環境で変わった点は現在自販機を設置した点です。全体の報告は1年間経ってから報告します。

- \* 議案第1号 ひたちなか市大島コミュニティセンター設置及び管理条例施行規則及びひたちなか市平磯学習センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則制定について
- 協議事項1 市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則制定について
- 協議事項3 ひたちなか市勤労青少年ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 協議事項4 ひたちなか市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 協議事項5 ひたちなか市大島コミュニティセンター設置及び管理条例及びひたちなか市平磯学習センター設置及び管理条例を廃止する条例制定について  
これらは全員一致で承認されました。
- 協議事項2 ひたちなか市ふるさと懐古館の設置及び管理条例を廃止する条例制定について
- 協議事項6 ひたちなか市文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- \* 関連する事項のため、一括で審議

総務課長

協議事項2のひたちなか市ふるさと懐古館の設置及び管理条例を廃止する条例制定についてですが、ふるさと懐古館は江戸時代の豪商の倉庫として建築された物を所有者から寄贈を受け、収蔵庫・受付棟を新設して、当時旧那珂湊市であった平成3年10月に資料館として、施設内に漁労具や民具を中心にして市指定文化財を展示する形で開館しました。その後東日本大震災によって下屋が崩落し、土壁部分にも大きな損壊ができました。これらは昨年10月の視察の際に教育委員の方々にも見てもらいました。江戸時代に建築された建物ということもあり現在の建築基準を満たしていません。また入場者の安全が確保できないという事もあります。施設を現状に回復できず資料館としての安全も確保できない。また館の目的である産業資料の収集、保管及び展示が難しいということがありますので、やむを得ずこの条例を廃止するものです。

続きまして協議事項6 ひたちなか市文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてですが、ひたちなか市文化会館では、条例に使用料の減免規定がこれまでなかったことから、条例を改正して減免規定を設けることにより公用または公共事業に使用料を免除できるようになります。改正後は、条例の第9条に市長は使用者が会館を公用又は公共事業であって規則で定めるものに使用するとき、前条に規定する使用料を免除することができる、という一文を追加します。規則については3月の臨時会の時にお知らせしますが、現在のところ考えているのが、減免となるような事業がどのようなものかということです。市及び教育委員会が主催する事業や共催する事業、例えば先日行った教育振興大会や子ども伝統文化フェスティバル等は市の事業ですので免除になります。今は市が予算化をしてこの使用料を文化会館に納めていました。それが使用料収入ということで市の歳入にいれるというようなお金の動きになっています。よって市の事業については歳出予算を組んで文化会館に納め、それが歳入予算で市の予算に戻ってくるという動きになってることから煩雑化を招いていることもあり、そうした点の軽減にもつながることになります。また指定管理者が運営を行っていますので、指定管理者の事業については市から補助金という形で出しています。運営については指定管理者料として出していますので、実質公的な団体であるということがあります。事業についても基本的には市が関与した事業ということがありますので、指定管理者が実施する事業についても減免という形で考えています。また学校の実施する事業についても減免と現在は考えています。例えば音楽関係の催しとしては、学校が独自に行っている事業もありますのでこういったものについては今後使用料が免除できるという形になります。これらの予算については学務課のほうで会館の使用料等を文化会館に納めて、

それが帰ってくるという状況だったのですが、それがなくなってきます。その他市長が認める事項ということで、基本的に減免については市長の裁量ということになっています。よって市長の認める事業を含めた、以上のような事業が免除になると思います。

**【質疑、意見等】**

- 委員長 ふるさと懐古館は寄贈を受けたという事ですが、これを返すということになるのですか。
- 総務課長 建物は寄贈して頂いたのですが、土地は借用しています。建物について持ち主と相談したのですが、建物自体については市の方で処分して欲しいということですから、来年度の予算で建物を取り壊す予算を計上しました。
- 委員長 地元の方もふるさと懐古館を存続して欲しいという希望があったと聞いていますが、そうしたことを色々鑑みての結果ということですね。
- 総務課長 ふるさと懐古館が立地してある地域の自治会や周辺住民の方々に意見をお聞きするなど、様々な意見をふまえて今回の結論に至りました。
- 西野委員 文化会館の免除基準は公益事業かどうか判断基準になりますか。
- 総務課長 はい。公的なものについては、市が主催したり教育委員会が主催するものは公益事業として免除をしていくことになります。
- 西野委員 市の事業は基本的に無料となるので今まで以上に会館を利用すると思います。そうしますと収入を得ていたものが無料になると、他の利用者が使用しづらくなるので、会館に入る収入が減ってくると思いますが。
- 総務課長 会館の利用については、申請自体は会館の使用目的に沿っていれば誰もが申請できるものですが、確かに市が色々な事業を入れていくことによって市の歳入としてどうなのかという点があります。
- 西野委員 そうした点も考慮に入れて運営してもらえればと思います。

- \* **協議事項 2** ひたちなか市ふるさと懐古館の設置及び管理条例を廃止する条例制定について  
**協議事項 6** ひたちなか市文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について  
これらは全員一致で承認されました。

**教育委員会事業報告① 学校等の除染について**

- 総務課長 学校等の除染について、運動会のために三反田小学校、那珂湊第一小学校、那珂湊第三小学校を皮切りに除染を実施してきました。今年度中に除染を終了させるという事で最終段階に入っています。どうしても優先順位の関係上、学校活動に影響が低いと思われる箇所を後回しにせざるを得なかったのです

が、現在始まったのが旧那珂湊第二高等学校、勝倉小学校、那珂湊運動公園、那珂湊第一小学校となります。その中で勝倉小学校についてですが、正門から入って左側に遊具がありますが、杉林の中にある状態なので他の施設と除染の方法が変わってきます。他の施設については樹木の剪定と土壌の削り取りの作業ということで国も了承してきましたが、勝倉小学校については作業場所が斜面になっていて、しかも杉林の中ということもあり、土の削り取りに重機が入っていけない状態です。また放射線が場所によっては基準値を超える場所もあり、そこをどうやって低減させるかが課題でしたので担当が国の担当者と直接やり取りをして折衝してきました。勝倉小学校についてはできれば冬休み中にはじめたかったのですが、国との調整がなかなかつかず、また業者が休みに入ることもあり工事が今になってしまいました。従来とは違う土を被せる客土という方法で行う予定であり、現場が斜面なので雨によって土が流されないよう土留めをします。またそれと合わせて杉の剪定をしていきます。那珂湊第一小学校についてですが、第一弾としてグラウンドの除染を行いました。第二弾として通学路、天満宮から正門に向かって左側斜面が樹木の影響で線量が高くなっていますので、そちらの低減をはかるために実施していきます。那珂湊中学校脇の給食センター側から入ってくる入口に、那珂湊中学校のグラウンドに沿って給食センターの排水施設がありますが、施設内の線量が高くその影響が通学路にもでているということがあります。この除染は今現在実施していて、実施前が基準値よりも高い数値です。敷地内で基準値より高い数値ですから、通学路の方に行きますと敷地内よりは下がりますが、依然として基準値より高い数値です。その低減を図るために除染を実施しています。残りの場所については、既に工事は始まっていて3月末までに終わらせるよう取り組んでいます。

- \* 教育委員会事業報告① 学校等の除染について事業報告がありました。

#### **教育委員会事業報告② 平成25年度教育委員会卒業式・入学式の出席割振りについて**

総務課長 平成25年の卒業式と入学式の教育委員の方の出席の割振りということになります。卒業式については小学校が3月19日、中学校が3月12日、入学式については小学校が4月9日、中学校が4月10日になります。総務課の方で委員の方の都合を聞いて割振らせてもらいましたので、よろしく願います。

- \* 教育委員会事業報告② 平成25年度教育委員会卒業式・入学式の出席割振りについて事業報告がありました。



## その他

総務課長

市報の2月25日号でまだ未定号のため、内容の若干の修正はあるかもしれませんが、1面に掲載する予定の、2月の3日に行われた子ども伝統フェスティバルの実施状況を報告します。市内の小中学校で10団体が参加し、計260名の子どもたちが磯節や和太鼓等伝統文化を披露しました。8面に掲載するのは教育振興大会ということで、委員の方にご出席いただきありがとうございました。内容は学校活動の紹介として那珂湊第一小学校や中根小学校、アトラクションとして田彦中学校の吹奏楽部の演奏があったという内容になります。またいじめに関する共同宣言についても写真入りで掲載されます。4面に掲載されますが、観光シンポジウムということで、1月26日にワークプラザ勝田で開催されました。200人が参加して学校の環境活動等の取組や研究成果を発表しました。前渡小学校のビオトープや那珂湊第三小学校のグリーンカーテン、磯崎小学校の海岸のゴミ対策、阿字ヶ浦中学校の沢田湧水池の保護活動といったものについて、各学校の生徒が発表しました。

委員長

(閉会の宣告)

閉会 11:45

\* 定例会後、外野小学校で授業参観を行った。